# 藩翰譜

九下

和書門 類 八九九四 號 一一九 函 一 架 三七 冊

内閣文庫 和書 類 八九九四 號 三七 冊 一五五 函 八 架

内閣文庫
番號 和 8994
冊數 37(11)
函號 155 59

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

元老院圖書記
日本政府圖書
藏書

# 藩翰譜　九下

南部　戸澤　津輕　六郷
水谷　那須　太田原　大關
亀井　伊東　中川　有馬
大村　毛利

藩翰譜　九下

南部

信濃守源利直ハ刑部少輔義光の（新羅三郎）曽孫信濃守
遠光か（加賀美二郎）三男甲斐守源光行（南部三郎）の後胤
大膳大夫信直（信直ハ高信の男）光政のち晴政か猶子となる此人
にして豊臣太閤殿下に附て世に出て慶長二年の冬（九十二）
利直父の譲をうけて平ニ附属也
時の子伊勢守信長を守る事ニ附
伊勢守光直ハ 子孫ニ付テ
政行か子

大膳大夫持宗入道浮意永のことわりく源会度の
御事として京都に就き軍忠を致しけれは持氏
の御感ありて御下文を給ひ陸奥の国の補
任あり
持氏の御下文今に子孫伝はりて伊達家の宝物なり
是ハ一説に見えしか其ゆへ吉是より三男光行甲州の伊達
持宗かくいふはしめて伊達家と名字し代々陸奥より
の地を領せしより伊達の代々としていふ浮かかりに由
時代に興国三年八月奥州の宮方伊達三河守師行
石河村清石の宮方斬順兄弟の伊達一族の名前を
の事小山貞和五年宮月奥の宮方伊達兵部大夫貞家擁
城清石江下奥方の御退治のため発向のことに御
擁城しいひしハ今の八戸六戸おもて以かりして同付に
伊達殿を北より又しハ或ハ伊達をよりて式々擁城を
上清石と今の戸沢の家祖のことといふしかるへし

又今ニ京の御事京にかかりて沢渡三戸の地エ丹
しとを国人能清田沢二人の首をもちて伊達へ京都に
うかりて毎年の元日に沢二人の首を丁寧に献仕して
後に一説京沢に年賀の日御うらは沢其を領せ先兵
宝徳二年其大膳大夫附源会にて死せしより貞宗貞
和の頃まて凡そ十八年かくて其附死せる伊達
伊達の代にも是をもあらのれ其附なし世に記しハ
奥の宮方に従ひ稲沢等の地にれて京都とし伊達
遠方の旅行に世にありし奥の宮方殿とあられ沢京に
原して御内をあらたよりとしこより又京都にて伊達
不当沢の家の後ハ至とも其かり大膳大夫守行あり付
状御請し仰し勤めて二つの京の御花押にて其方の御候
かくて京都の御年にうらかう大御せか為にあり後に
の後とあて一双の宗御を
募て仕しけ京都に申し 三子伊達家の宮方殿

永享十二年頭会の会銭に大夫と改め伊達の宮光院

殿の御感に預り黒田の世をゆづり其後より九代の
末を受継四人の嫡子長三郎勝政二男右門
九左衛門三男甚兵衛紀伊守六男新兵衛
申しける嫡子勝政か子長三郎勝継卒して嗣なし
されは九左衛門か男大蔵太夫信重を以て跡を継
天正十八年秀吉公関白小田原を亡し奥州まても
御手附信重御供にて池田の兄弟にて其後御陣を
此時黒田某云次の総刀を云々○武紀云々
此時小田原にて奥羽御征伐の時九戸御征伐
政実を亡し其中に出陣の時信重も
殺らるれ其外の御陣一つとも出陣にて其中
のことは御ともして其後の事は実ならんと云々

而して天正十八年北条氏政亡し氏直も出家して商人は
清…のし其前後の事を…
されは当時天下を平均して関白秀吉公
に申し…天下の…
代々…天下の…
の…
は…
其後…信重…
此…
殿…
の…
に…国…
せん…商人…
の…
へ…
と…

に田舎人須臾を力として一生の内にとふには似ず候まじ
ちらふれまじの近肯さいさしてかんぶ地かひ棄すとら
めき出て世の人きしりへともおか、ひとくこれとらすも
へきそ之りれをあきれさてわけりしかは清浄は上にて仁ぐ
ことかるへき某は使しえ落て承りひ定之のまたれ
ことれやすし殿のたりひ行りんやさとありのまにかわ右
清ん弟にお福の御花やと思へまゐらせんとかくりとれは行者ま
候ひぬる事にしたかひ申すしかし殿の商人と使え而て
前去の出さんふれは空定之の迷地の事ともお親の
ものへものからへ南無阿弥陀使は陳了事ありて行者らま
動て知りし陳情九戸ありすつとふのつくり関わせ付
色々中の選犯とまかりし此まて思ふかさしけりとりけり
あし使とこれらを沈滞し南無阿弥陀仏と案代々此の比お沈
のすこ細ちへうすまきし家人のの迷惑をかうかりて之
以て者情しいふとして行者ら場をかりて者きて下
今を語りけりし信をて使をは近すかうり行者様ふ

事済てのちに宗之ひとり居りき年の八月十七日御命
陰墓されんあはりしかは行者抵りて伊勢へ赴きて清浄の
地を定め御くたり京兆御住して彼の上を奉迎まゐらせ
御しるしまいらせ
云々して 以まと成十九年の寺に此家人九戸
法師て御前殿寅として掲
蒲生の北まては大蔵をとしての 核川お里寺を始めて
家の子郎党打まもし行者とて数きうて町このかとて道
若まぬらまりに地わ多くに出て小多堺に左ひ行者
戦ひ始まりしかは是き至りを動くるも門徒
よりこれ寺内の衆徒を寺務として打ちあまの
寺師を始め現法門殿をむけ是非に江州井伊
多郎が備中殿と道をうけ地わり蒲生花沢寺

氏ハ元来奥十三郎と號す 高木の城守となす
十五ハ須賀ニ生まれて池田氏の婦となり 一生 永常利
一生 相模州二ヶの城でたまはりて九万人ニ及ひ 富兵 福家
一男 播磨 の城ニ押寄て関白殿の時 池田紀
伊之助と婿ニし 南紀清姫相家の家臣池田
入道し 後ニ同の月 城ニ攻撃せ 九戸 攝州
後人となりて出る 家臣ニ仕る之道と云ふなり
一ニ是前を制よりき 鉄砲の事を指ニ 軍功
の但し 何ニ志し候て 紀伊 池氏 年々功
あて 慶長四年十月四日ニ 卒す 後の利忠又ニ

淺き 十万石 安紀として 慶長五年の夏 池田紀伊守は
中納言に近侍としてまろく南紀清姫相田山形の人々を
出陣ニ召集し陸前ニ軍の事を仰付 紀伊利隆
軍勢と云ふまも 宗上の郎とて池田ニ引ける 石田三成
ら但し候て上方ニ軍起く 池田紀伊ニ 討れまいらせ
しかし池田集まりて奥方の軍勢家光ハ 陣を
立て残ろく 此何候 利忠加りし国中の軍兵
なりとも同しく 池田ニ参りて 慶長
六年 宗徳ハ上下を迎へ 池田利忠の池田ニ残
ち附ケ 子孫ニ 新風宮 対し 加へしかし 過

七歳の春父の病起し戦を経て猶く悪く
九月廿日に七歳にて利直に従ひ十二月九日
初て将軍家に謁し御目見にて御前にて
御字を賜はれ十九歳の冬大坂の陣起り附して
御供に候して跡を守り文禄元年の冬東山に寄りて
しばらく後に実父にて南部に在り寛永元年九月
従四位下に叙し同九年八月十六日四十七歳にて卒す
嫡子山城守重直をつく寛文四年九月十日
四十九の年にて卒す嫡男なく所領を上世に還し伊賀守
を二男に継がしむ世子を定めずして卒せし故

よりて兄弟の子あり此度領分を中より分ち家督をつがしむ
大膳大夫重信利直の二男重直の弟也〔初め七戸の家を継ぎ七戸隼人正と名のる〕
兄重直に嗣なく故に〔八万石〕重信に家督を賜り嫡子行信に跡を
余の男子あれども
一 九男七戸の某は利直の末子重直の弟〔実は利直の末子〕
〔寛永利長の子として某と申す〕重直卒の時八戸の地を
わかちて二万石寛文八年卒せり又嫡子直政に
又延宝二年十二月に叙爵して

戸澤

右京亮平政盛ハ治部少輔盛安ヵ男平兼盛ヵ末孫ニ

政盛ハ楢岡ニ住ス
本名兼光盛ヵ男カ

以兼盛ノ姫清原貞衡ニ嫁テ出生ス

の満若の房戸沢ニ住ス于時ニ任ス後ニ入出羽国山本ノ

郡ニ入テ門戸ヲ建ツ

某説ニ云尾張平親王ノ嫡子光清ヲ平兼盛とちの
君子の卵満若の房戸沢と以下任ス柳ニ

世々の帝の御子ニ下りき尾張平親王卿ハ云々
平の姓を賜ひし又尾張トキ云々
五十八代の光孝天皇の第一の皇子一品式部卿是忠親王
まし仲野親王ともいふ其子従四位上山陰ト真
真成王とはいふ其子大納言従四位上篤行平の姓を
正五位下平兼盛ハ天性の歌人也
かりし人清原ハ実又ハ清撰兼上ハ兼盛王と云
清衡の後兼盛ハ王氏なりとも大かたハ天り

ゆて所よ久ほしゝて山人丈和抽何に八郷名ゟ字
作りし今西ある人の説々ハ依方(?)下旅向ゟよりて之定家
しらすハ言ふへしと又山人よハかうて列し
平盛を出すし人ありと何れ是ならむ

其子孫永
続しめて阿り往しぬの名なれとて戸沢とは名乗て
くし盛か十一代の孫花澤ら家盛出羽の角館の
城に拠り其孫弾正忠盛安か十代の孫とそへりし
右京亮政盛に至りて九郎兵衛と号し正保国替(?)
阿りしかハ付ゐ候に従ひて常陸を安堵て　角館にて討死
言はは後の家起し付御先の名誉か為に孫を
歩きも安の状徳川殿真の是は又代々へき
少く仙北の人々に出羽を知らしめむかへしより

兼て皆く京土の郎等に従ひ何かれ政盛を始二千計
両ゐく出羽の方より上方なと軍とらへ東西より
たゝみに徳川殿とうちあひ仙北の人々とあはせ路
守備し皆義ありしかハ川にしたかひて関ヶ原の合
戦上方の軍やぶれぬとまつて後に京よと戦ひ上杉の
大将直江山城守兼続上山の城をせめしかハ駆付
入道光の三男清水大蔵大輔と大将として一方
おさへ人仙北の城にてむかへ戸沢に仰して寄手を
追ひ付てつゐに城を攻落して同き七年の冬本領
国羽の郡を給り移られ常陸　十四年　叙爵して右京亮

みかたに候力となり終に大坂の軍起りし時御籏の本
小田原の城を守り箱根市川の関をまもりしも能
（依てすみやかに落城候ひし後 伏見御供に御座へ参り）
在の城を給ふ 元和八年是によりて出羽山形
（二万石加へられて本庄又出羽の内八千二百石 とあつて合て六万八千石を加へ有り）
由利ふかりけれハ左りけれハ右にて家督を定め 大坂に二男
出羽へ子なりし越中守任せて世をさかへし
一族子代を継九と嗣として（子代壽丸ハ時に弟のうち其ハ此れ宗やら）
安元年 卒して後に系譜家をつくし 其名を子
代壽丸承応二年十二月九日卒 時に

# 津軽

右京亮藤原為信ハ世々南部か被官として津軽の
地に住しけり（世に傳ふる所は近衛殿の庶流にていつ世の時の地に流され其のひし人の末なりといふ）
（為信の後なりん）為信に附属して南部か家中に属し
けれハ為信か武威日々に強くして津軽の地悉く是に
志す人は所在の城より落ちて天正十八年太閤関白に秀吉
公に謁して本領安堵し津軽の郡奥方の大名となる
事を為信か津軽郡を領して今の津軽侯の始めなり

去ル安貞の比炎上せしかは再建ありて十九年目九月の
戦乱よりは池辺の破壊し鐘楼の堂も荒廃しかは修復
其後は堂舎をも修し寛喜の名残をも残せり
慶長五年の秋関ヶ原の合戦の後御修復有て池辺
いくさ回大樹の祈と政所より 此事関ヶ原大坂志て 亭上の事て存
の故にいまた再建し寛上池を掛るに尉府申請判官を
之よりて奥方の人々来て寛上の如く池泉一宇の
名刹也とは聞ゆる見へすれは府仰は申り
扨て当堂の事は存ら行ける由きこゆれ
よろ敷かりしまゝ再修築し年月をへまいまかりすゝ
ここに郡中より修造を遂 四方(?)末まて上宮かく二条不加へ 年中上宮の地方へ下し池の沢(?)
寛永六年修造卒して嫡子も修る 又上様の御営之事

十二月九日三十七回忌にて卒去を弔ひ郡中より修復を遂
遂き 第二 又信者に造営を同じく信者か申す十方より
来て助ひ成す也

# 六郷

兵庫頭政乗ハ二階堂行政別當行光の後道
道行か男を退出羽国山北六郷の庄の地頭たりしより
六郷とハ名乗しか其後大関世と号しかれし
後政乗か祖父安信し 山北九人の其一人にて 胡獨の字数
し射渕縁之縁ハ軍門を志き的を承業の清陳を池宗
ふ慶長五年上杉征伐の時徳川殿奥の上杉ハ退治の為の要を
山北の人々ハ出羽の最上を従へ軍士へし働かまれ
政乗之百人斗を池田に加へ上方ニて又宝
西をさしてすゝみて徳川殿にも道中へ下しと申下らハ
山北の人々に見とかゝて政乗はおひて川之原国太の信人
小野寺遠江守保元ハ政ありき西軍に出つて政乗とゝ
押寄て十月十三日の戦に政乗ハ支六々度々
のり迫を打をとゝのとしたかはしれ然して大坂に
池者として 一万石 陸奥常陸へ加へ入ことを得常陸にて
中の地を領のく構へ 一万石 大坂常陸の戦に池田にて
知く然ひ 二万石 元和九年出羽国由利郡を領して本在の
地を同じく 二万石余 寛永十三年四月廿八日六十八にて卒す
嫡子長五郎政勝つき寛永十七年十二月廿九日叙爵

剃して伊賀守と称し延宝四年六月晦日没仕しか
家を嫡男佐渡守政信に譲り延宝三年十二月
廿八日叙爵し父の如く伊賀守と称す

## 水谷

右京亮藤原勝俊ハ伊勢守勝持か二男左近大輔守持
か弟淡路守勝隆か七代の孫にて左衛門尉為氏
か嫡子左近将監勝成か二男仲政四郎と名乗四男
勝定水谷と名乗宗仲敬伊賀守に仕て刑部大輔
仲能か末の浮定らしかは右京大輔まて
水谷と名乗宗右京亮勝俊か四男大輔か末葉とそ世
りて京大輔の子孫世々陸奥国桂間の城に住せし 桂間城とも云
桂間左近に従ひ下総国の結城か家と一つに永享

十一年源倉氏ね武のこうれのひて後二人の兵衛 春之丸 其弟丸
御曹司山名出ひかへてもしは討るへきの下
又諸将中務大輔民部を討ても氏朝もしの
望をもとれしまてに城をむら入家もの人年を兵衛
伊勢守貞を（此人の名さらにかす）初めて宗徒の家人ら（栗田備後守 同加賀守）
（民部丞に）そをいかにもしめて四人の者をのこしくれと（なり）
其後功にて世とのこれ氷谷は討てみなとなるをまちん
事なき兵の身のほど何事は山上にわかれ討て打死
出入しそのゆかりのものかしくは城中も落かて
源氏九上杉兵庫助清貞の筆記の普広院殿御諱を（義教公）

給ふ軍兵とはぬきに城をせめ東長享元年四月城
つのふかくされは民部を先として一族郎従悉くこ
なれはけり其後は上杉と氷谷の旅とを深く感し
彼子孫かしく召出して其家をつかしむれ（此氏家中其の人多れ）
（其家の給はりて伊勢守の名字は其此の名や又かれの文字を記す大和備後守は道通なりといふ不審）
子孫長享元年始めて当所の下館の城をかまへて
出し（此の代ゝにこれは）伊勢守治持まで男子二人
嫡子を次郎大輔西村入道して嫡孫武蔵の名
参して国にかれかし年頃同じく七十六慶長元年
六月廿二日卒去入道女子一人法城院照

乃寛永にて（尾張中納言殿の御息女なり）三條家の息男宮子御
金子殿家を丈勝俊殿と号し三河国にて世を去りし
めされしより彼の家人となりて本領を安堵せしむ 後に下
（二万六千石の事を丈 三万石を賜ふ）其長男の時東西に府を守
総の御門殿の仰を承けて右の様を天下
ふりて御門殿の使として所々に至る 郡名と
称せられし時山田谷山川岩上の者へ[illegible]
能登の家の四天王なりとて大浦不の仰として
皆ともに客と成り郡名の主を挨拶 勝俊と[illegible]
の主江戸の家に仕へ家人となり[illegible]勝

後に播門寺御部をを守護として出たり 勝俊
又本領と称して下総の城と与へ（年月 辛巳いまた[illegible]）三年
伊賀守勝俊 又之に付きて（六万石の領地 当所二万石 検地して加増しいよ）大坂
落城の翌年事を領地して前[illegible]を
寛永六年十二月備中国松山の城を賜ひて（播磨の[illegible]）
寛文四年五月三日年六十八歳にて卒す 嫡子丸京
勝信家つき（四万八千石を賜はる 二万石を金井に分ち 其の余の五万石の内を分て三万石を）金井
新家の事不残にて（御石）

那須

遠江守資春は左京大夫資房がちゝ實は
増山弾正忠利の今中 右大臣家綱公の仰にて
たゞ増山が事あるにより寛文五年二月十八日
資房が請によりて家の嗣に定められしかど故
仍りて資春にいたりしが那須が家無嗣に
依りし也 那須の家は七千石余なりしが万石に
一万二千石を賜はりて御番の列に出づ
家は以後伊豫國乃長五の嫡孫次座権守信
が後流なり負信にいたりて其也那須の家を継ぐ

負信が六代の孫那須太郎資隆十二人の男子あり嫡
男福寺十郎為隆 十一男那須与一資隆是也かの与一
太郎源頼朝鎌倉に御下りの時その男を
平家を与一が陸にはじめて資隆に名乗り
幸別府義経に従ひ屋島の八島の戦に扇の
的射ける源平其名をとゞめしかば其後
乃太郎宗資与一を隆の子にて東国の武蔵の
吉田荘五郎内の標家荘の地頭職を賜ひ又之十郎
為隆義経の命に背きしかば其家隆贈
の家を絶て家隆死して子なかりしかば太郎の家

の備へとて兄の太郎資藤を従まて資之と戦ひ
資之又敗して宇津宮まて走る家をゆつり
太郎氏忠か時にいたりて結城家に属し東寺の
合戦に討死す其子資持を資世と号す刑部少輔資氏
渡会の備へとて所々にて戦ふ（資氏は資世か弟なり 但し資氏伊王野の祖なり）
（伊王野と云ふは那須郡の内にして地の名なりや）那須の資氏十二代の孫修理
大夫資胤其子凡京大夫資晴資房か父なり資晴那須
那須太郎と名乗之地累世無城白川佐竹宇津宮と
かうひ戦地と烏山に移り戦を合せ資晴の時まて立り
天正十三年三月廿五日宇津宮下野守国綱と薄葉原

の戦ひ国綱か多勢と合戦し遂に大いに撃て喜
連川塩谷家中大小の城六十余落て主膳
職と振かりき十八年夏の頃豊臣秀吉公
あり東方の大名伊達等小田原に参り
那須の一族家人等を許して小田原に
小田原へ不参仍て封地を没収し小田原へ参り池を
召されし小田原にて資晴か所領の内下資
晴か室余をいふて後に那須の旧臣一族家人に
さ給ふへく（大田原 大関 蘆野 千本 福原 芦野）資晴か所領を福原
の地として給ひける録の実もく俗に侭ひ

軍功おほくして筑紫の名ある家のかたき筑紫の
の林東海一時に軍記附漢晴法門剣の情有にて
守はその道の人皆と為りし奥の上格し武人とす
天下に其名法門好に帰して法門七年の比より資晴君
大清訓に伺候し両服の地加へて此は七不思議
これはかしこき事にや 同九年
大隅左生嫁せ給ひてかまれ又おもしく御所を立て
経て同十四年五十五の歳にて卒せ

按するに諸将九右衛門
但馬守は嘉永に人は此頃左京か嘉之晴親水戸の女を一人は水戸
して三河守も是に仰せも為りて家と河内
晴は三河守の此おひもと心て三河守の御子に資晴
より今般は見事なれはかとりなり中にも京に累代の
大名のかくなきかたし事なと大事おもされし事なり

ゆゆしき事をはきとしても正子
ましく叙爵せも両服に加ひしや
京都長十一年二月九日叙爵し又年しく家と
つきて大坂の陣に志して首七十五級を取り勤て正子
是信資晴に大樹の家の御台所を嫁して寛永十年
四月六日十六歳にして叙爵す資晴之女として之をめして
卒しよりき此に徐人とせしか不幸にて早春
よ家がつきしかり

按するに寛永八年の日記にも文名深叙
の御廟にて勤し石燈籠の説にも
此頃左衛門資晴も同し日記は是に子なりて
京を出て七十五にして何れも石にて卒たれ
うけて家つきしにはさや又第五之年の日記は此頃左
人には皆百石以上の人にて此頃より石燈籠勤し
は何の御所にて中にも日二条にれかへりしてよ家をなされは
よりかくもありしより人て何とか為りし

## 大田原

由前ハ丹治晴清ハ下野国那須の住人山田ニ居住し
曽晴清十六代乃孫武光七郎のこと一ッ丹乃党の未宗
由前ハ太清ニ由て大田原とハ名乗ヘりけり 世に伝して云ハ大田原
年比丹治氏にいふ〇抑も此氏族丹治宿祢ハ火明命下
之世の孫天忍男命の後男武額赤命七世の孫伊飯宿
祢の男色鳴折りして此の天皇の皇子瑞歯別尊淡路の
宮ニて生れ給ひし時淡路の瑞井の水を産湯に濯し
まつりけるに虎杖花とびて産湯の盆の中へ入りし宿祢
わかれ此の上ぬきのことをめでて多治比瑞歯別
命と号し奉る其の後多治部と諸国に定めて皇子
の湯沐の邑として則ち色鳴を以て宰として丹治部の主と
然らしめて丹治と号しつゐに姓とすなりとぞ 又

丹治須令出て不前にありし丹治連と大明令よりして出れたる
これいふことは天武山令下の後に此氏族に入らしく
多治比人宣化天皇の皇子賀美恵波王の後なり
といふ御神祇編纂の時と合せらる宣化天皇の
皇子彼皇子を御子十市王といふ多治比古王
ありて此子多治比嶋と名付て其九宿禰中納言
縣守無南ら水ら中納言広成ホの父なり広成多治比
と改め丹墀と仰する子貞成貞成又何ゆゑか
多治比としける貞成なる子貞岑丹墀とする流なり
丹治多治比の称は不明にして而りれたるより出て不明しうす
又丹治の名称も連と云ふ天明令より出れども
わけし不又其先丹治と多治比と母して考ふ
多治比ともしみ墀と通じ此ら系図の不のごとき
広成との後武蔵守となりしとて世の武蔵の丹
の党として柱又丹立委房といふ孫わく丹之を
但房より二男刑部忠実年楼治郎安保の元の地名

補せられ弟人の時に治の合戦ありて討死すれは後代し
安保し続て貞治の比安保信濃入道法与宗房
より西原の地にしりて浅子孫加の末また郎し
ようと太田京といふ　山城の縄手之の子なれ
ほしり
さまて後まの時流くてより天正十八年小田
関の太田の小早川まで此信濃小佐河中治味
了池に兄弟下倉下台比境を越へて出む人
多く事と改め御方と称す　政文彼高房
なりれ西原の付よ太田京の城に依て　一百二十四石之田合宗
は附えの此頃関東にて新に左京ら此故世しめんの後巻
一族家人多く移りしてまて(?)
郡党の軍記に附従ふ従うて其郷を川口に移て郡あの

名須賀とも云ふ其後文度池田筑後奥の上杉
中納言政綱の息子と申す池田大隅守の嫡子
うけまかせ定まりに而にて上方十七歳にて
政と奥方の討死の志にて家督の事をも相定
うけられしかれども右の所見柳川左衛門の跡しかし
政の後は何とか大事の出来るかゝりは後に政清
と申し候其後の人なるをかゝりてとゞまり池田政清
晴清は此時家臣の人にて室方をとりまかれ
其後政清事は寺七条にて九月末方西野の城
守せしは晴清大関おもむきうしろまかせてむとて

被むりし所に後に資清嫡子又太郎資手嫡子
うけつぎて取りて城をうちよせしむかつて治まりて
返され家の原の戦上方の軍勢にしたがひ御当家の
合戦に打向ひ大坂表の陣に御味方の先陣にて
その七十に及びて討死す　政清家をつぐ　政清卒
寄り五月いまだ若年にて政清子なれども　寛文元年二月十日卒
わかく卒せし嫡子山城守高清家をつぐ　一万千四百石　二男
甚五郎幸利　政清子　兵庫とて政村　高清延宝五年
九月九日　政清子　三郎五郎兵衛長清家をつぐ
実は鍋田小十郎が嫡子にて高清聟養子にして其

そとせり これより平氏の一門て公家の行事八沙汰しけり
右京兆田かしまり外戚となりて出世しけれハし

## 太閤

太政大臣の資房を故太政大臣房之子高房
十二代の祖肥後守高清これ太閤の祖とす又高房
高清十二代の孫保家平中納言と改元その後に元
つきて四代子孫にしてかの国主の後人吉田氏弥右衛門
資清の二男を豊臣と称せしむ 太政大臣高房之子
高房の子に至り太閤と称して天下を治めし足羽城の
城主となりけり 一説九州太閤秀吉の高房男子二人あり
故官とし
嫡子太政大臣房時二男足利高清房之男太政大臣資房

頼有は嫡子なれども先白川の御殿に家はへつき
める年よりは二男満元を家督とす天正
十五年五月廿日卒す六十二歳にて卒し嫡子頼有は二十
七歳にて東寺に於て四年六月に卒す大寺にて二人の
子あれども年七十二歳なり慶長六年二月十四日卒す
同時嫡孫に家は政頼（嫡孫政頼男）はしまれし御人の外を
家の名とすへしとて三男大寺の資頼として家
つきより寺頼卒て後の時法門殿奥の上坂に
退隠あるへきにて先にも所有の事あるに付
まし元は頼は下総の小山に先すれより上方の筆

又頼之法門殿頼又子に逃して山名殿二千石余
て政内を領ひしかは飛騨の人に来て住みし上坂と
戦んとす景宗殿上方寺や合せし折は京都殿
及ひ天下に遠く年頼は安見頼附の男は其の政頼
出その十五歳にてたゞしひしかは資頼又は遠く在て
家事とりて業長二十四月朔日二十二歳にて卒す
頼政頼家をつきて大坂殿の職を得其の
先例として前の年てまゝの政事をとれり夫れは二月
晦に六十歳にして卒して嫡子大頼さる頼男と
又大頼寛永七年十二月晦日より政頼の頼

古今和歌集之撰ばれし撰集せし年月 今まで多く
異説あり 延喜一年八月五日二月三日撰集 二月大延喜五年撰 業あ二年四月十八
大名六人撰てすらい増用 躬恒友則人とそいひ
かひさが常らん又の諸卒を殺して述不挑ゑへ挿
仰出れ撰歌を一人と撰く 大名撰者のる そをそしめなり 第為之手
二月より叙舒して古作等を作し寛文二年四月頃
本八四米にして卒し子ふかしりて今ま撰業を嗣
とす 一百九 寛文四年十一月九日信濃守に任し
従五位下と叙る

# 亀井

武蔵守源茲矩 後号 琴堂 宇多天皇の御後佐々木
源三秀義が五男五郎義清が十五代の孫ときこゆ
ち父民部出雲隠岐二の地及郷ともれて隠岐に
住し其子源代々使の宣旨を蒙り地頭職を帯て
あきあり 居住て義清六代の孫政道 照陰の弟
義政ゐの諱宗綱と尊称源が泰文作宗が代と
ありて出雲国に住みあらしむ人 七人の内にかぞへられ

又永禄の比より及て出雲須佐の城をせめしかはたまらす
一族尼子伊予守晴久といふもの出雲国の守護たり
かしこにおよそ七ケ国をしたかへて威を山陽山陰
の地にふるひしかはさすかにいきほひつよく又其家の
被官ともいかめしうて近江伊勢の国まて晴久か勢を附
晴久か時毛利大膳大夫元就安芸国より起りて晴久か
地をうはひとり凡七ケ国永禄十二年の春晴久死す
戦まけて尼子か家もほろひけれは薩摩守の後に中国を
さりて織田殿に見参し尼子か家再ひ起さんことを
こひける事許されけるにして又織田殿に羽柴筑前

守秀吉のもとに居りし因幡の国鹿野の城をたまはりける
ことを願ひ秀吉にてわたりて願ひし後鹿野の城を給ひぬ
是より後関白のむかしよりつれの事にてはかり申さす
りけるかし武家の為世の侍とかかるに何れの際
かなりけん薩摩か年来此武功を賞せられて関備の国まで
賜へき御沙汰ありけれは薩摩かあつまつて薩摩国かの
中にまとまり上洛ありけるにてまつりて琉球
と云ふ国につくやうたつて関白殿に願ひ
御国にて亀井琉球守となりて願ひけるに
薩摩大守にいてきたるを抔へ宗須を得し事

是より根はちの上南をさして押出てすゝみ行
たくましくせしに悪風にはかに吹起て道退ます
漂されて和泉の冲におし流されて吹戻され難に沈むへき
政維か大將を請下知して申すゝめ劔をかけ申す是を
の時淡川を渡して奥にいたる上野の守又八郎は
引入して是ともに既に国家の軍勢にてのち政維
一時池田にて不見御着同国住居の城しけるは
是非なく山陰の浦にていきしくも御免
大じにて歸て御免をうけ事せ申しけれ　二月三日

石川三右衛門をかゝへ
召し出されけり　子息孝恭も政維又つき

政維か死し年月はいまた考へす大坂落城の時津伴を召し
小倉兵部て命を請(?)て領国を申して御軍(?)へ
政維は共に申して政維又々世をいとひ出家して
みて大坂落城の軍に付いてかく
其節召し出され候附御

の城を築ひて葬る　四月三日
政維卒して　享年六十一歳
子息孝恭嫡子に家督をつき寛
永十年に將軍家光公へ御目見え　嫡子孝政家督をつき寛
永十年に將軍へ御目見え
後に病死する是により寛永八年十二月
十八日六十四歳にて卒去して嫡子伊勢守政忠早世し二男
杉浦政親家を繼　後に住居を
入道して

## 伊東

従四位下前参議藤原為憲は中務少輔藤原武
智麿公の四男参議巨勢麿七代の孫伊豆守為憲
初て木工助に任しけれは工藤と名のりけるを
孫祐隆は伊豆国伊東の荘に住して始めて
伊東と名のる祐時は祐隆か六代の孫工藤左衛門尉祐経か男
大和守祐時（童名犬房丸）右大将家の命に依て日向の
地頭職を給ひて男孫祐光貞祐相続て日向国
県山西方の地頭職に補せらる（系図に曰 出羽守貞祐は祐光か六郎左衛門尉祐氏か男の）

（時の人々以て不審とす按するに祐時より六代六郎左衛門尉祐持か時に至て民部少輔に任し建武四年の比まて国伊豆にありしか始めて日向の国に下向しけるにや系図には祐持より始て下向す故にやありけんしらすや）

貞祐か曽孫大和守氏祐
足利殿の御時飫肥の地頭職を賜ふ（系図に曰 出羽守）

（いふ所の民部少輔の後裔で氏祐と名のりしにより参議等貞祐時に至て民部少輔に任し其孫大和守氏祐又民部少輔の後裔を継しとい上にいふ所の民部少輔の後世二十年の後に伊東の系四代を経し年ほとなり）

ここに大和守祐武
肥前守祐長西浦六ヶ村田口の地頭職を給ふ
大和守祐宣は何れも日向薩摩大隅三国の守護
職を除きての外悉く伊東か家人となりにけり

寛正二年二月十四日の御下文の名に仰を遣合戦の
うちたへて誠に感をうく（此條系譜には、祐堯の附文明十二年日向の国人
伊東京に至る宣旨寄手仰不十二日のうちと ちもし同十七年四月九日七十七歳にして卒す）こゝ子大和守
祐国（此條は系譜に七年祐国今年十二歳祐国と共に飫肥の城を攻め戦て数百人ところ是に是同十六月薩摩の軍と戦ひ討死年三十八）こゝ子大和守尹祐公方
恵林院殿の御偏諱をたまひて（御諱を下されて初めて尹祐と称す）
を賜ふ子大和守祐充（此條は系譜に祐充が母は福永伊豆守の娘にて京人弟の威にてつのりて其事専ら祐充の時に至りて其事に及ひ在所も失ひ是と日向の国を知りしかも祐充天文二年八月廿八日卒す）祐充卒して世継
なし今の大膳大夫の弟祐清を継（此は系譜に尹祐の二男祐清は）

其のうちにこゝをしるし宗に前にくまして至りてちかちし
為つし又祐清は系譜に祐清を人々に京の孫乃
伊東武蔵守福永氏にてまひて祐充を卒して後
同年四月二日祐清子四人ともに祐清武蔵守へ
福永氏の子ともちしすといろて一の礼に及ぶ
仰せてもあきあかりて武蔵守の子祐清を起
して祐清に仰て祐清いれり気色にて不和にて祐
のりて狼の事にて在所境り約定 田代木の
士卒ら前武蔵守を殺さんと謀叛して山城と
在所を奪ふ事なし（この事は山城と其て在所八日
士卒共祐清を立て其事を定め
大膳大夫に仰し祐清の名の）天文二年四月
三位從四位下に叙し同十二年八月大膳大夫に任し十
六年二月三位に叙す其後入道の後伊東三位の入道と
よはれ去から萬福寺に祐清大和守去文明

乃ち当国飯盛の城にて戦ひ清綱は為に折をしたれはいかる
して又従の隙を窺ひ居たりしが天文十年十月薩摩
国に發向しけるに伊東清綱宗戦して陣のさなか
やむを得ず冠を嶋陽の城にて攻めて日向新山の城を
攻とらしむ清綱は宗徒の侍大将多く討死す同十年九月
清綱伊東に中りかゝりしに互の軍士をしてやむ事を得ず
三好の陣より伊東清綱又大隅の地を得たるに相良
氏岩小山にて或は其軍郎に従へ入る事として後
嫡子正是を実戦にして又はいしに永禄十二年七月十四日卒
少して卒しけり 清綱か家督は清綱とかへ 元亀三年 英清綱卒

天正六年始て 到りて 日向の地を去りて伊東家の家臣飯地のかゝりて小
出むかひて戦ひ宗綱の名を不明に討死して家人瀧水
丹波守野村伊賀守等大いに恐れて之を棄て天正六年十二月十日
の夜清綱か宗族地尾の城にて討たれしか八ヶ所の城を受
落入地尾の陣に伊東方の者を攻めて六ヶ所の城を
落さしめ城の中に不の軍士多くはらひ清綱の一族
ありき地に得其射を討て三位入道が源氏追討の沙汰
を戦ひて其後く一族并宗徒まで討死して帆かけし以上
不より山に伴ひし其後西国に落ちて伊東氏の大友を
頼みて其国に伊東家を中興せしは天正十六年九月大友

権大納言入道宗綱 顕房卿と聞えしてゆ今の
あるじ今ひ門十有七日の皇子をしのび出て伊勢の国を戦
一戦の利をうしなひてかけりて川をこえて伊勢の国へ
わたりまかりしてゆゑにあはで四月某日の夜とすり
伊勢の国より山田春林にて逢ひてけれ 北畠の家れ事
源氏の源は多くまで事につまづかなりける
ことをよろこびけるに大友の御造寺北畠に九尾の
事にけるに源氏ども今日参上ふ伊勢あり今をいはひしたる公に
入道の御のかたより中かく大友の御子伊勢に来つきしかは三位
御子の日天正四年十二月九日三位入道某殿のまに出京
大友は双方をまもりぬ田原紀氏入道御思ふつかへて宗輔
と打むやうに国中の御と兵を恐れうかがひて過しく入れられ
しかるにいまだ世の中ことさりや

のさかりに乱れたりて三位名乗りしのもとに思ひ出ける
ともかくも三位の家の名をりてつけたりけれは本懐きたり
かりそめにて京をのがれて居て思ひ出て伊勢の国へ退かれ
けれは又同じ勝の所に陣して皆ことごとく居住しける天正
十二年のことに北畠の家はひさしくつかへたる之によりて辛き
三位の今をまもり民部大夫紀氏の之の孝良大閤につく
ならもてつかふかは家をあら限りて是には源氏伊勢に陣
とは大将某も善く房主のもとに三位より源を守
りけれとも三位以後といひしへきをもつて伊勢の人
の子息にふ三位の辛苦も年月を送りていふにもいはれ
かなき
ことかり 天正十八年の二月 北畠伊勢の国を出て立
出て都のうちに住せり 此年斎藤田原を文字明智の
先祖の代々にありける紀の孝良大閤にしきし乱をおこして
当時は山陽道にて伊勢のさかりし 在き軍勢をむかへて

都もやゝ山城の事もやゝ定まりし頃ひまの河内に
其名の山下池と云りける名を残しける其名大に
聞え河内国の中にて一番と云られたる同
十年関白秀吉公を御退治のとき伊賀ハ国の其時
其名あれにて大和大納言の長門のまつり之を
とられし日向守宗伐の為に上りて池
築く池あり軍勢数千人にて其名を筒井手
なり寄付して長門の手にて上りて関白の御勢を
寄せて其名あれ是を取て長門の国に坂
入の上池に浮ぶ見ゆる池中の浮人をかけて流れ

関白伊賀守軍勢を振て都にて相国入道の名筒井
順慶此の地より城中の城の中に行し所の事なく
治まりしより軍勢寄り凡七年大閤薨じ名
しのゝ慶長四年正月十五日伊賀守に仰て
寄せ所に伊賀ハ大和より郡を改て
先祖の名を大和大納言に改め
大和大納言に手を付けて日向守と中し候
本領安堵
御しかも何もハ五年の冬徳川殿奥の意に
中納言と退治の為に向ひ出し伊賀守より大坂
にさし上り井伊の伊賀守に付て当寺の寺号を
其の名を伊賀守に寄付して流しつけて下徳川殿

此沙汰をかくれ無く伝へきかれて上方又宗起て
御門叙とかしつ旨まいらせ人をもて九国のうち同しく中国
入道ともも告国を三の御方にて々へ陀也是れは諸氏
記をふ入道かかくせ使者を立て諸氏ふあしらひかく
東国と与し系なえくましいとひ出てあ国の目代
九国のかたゝかや勢ふへき又大坂にありてさ様や就
気も入道殿の御方とて某ともの后く見えたれは如此
入道殿か多分上方ふ従ひて軍起すへき志ありて
しれたるやかふ志まいらせて宗徒衆宗起すらつて
まかせられ候ふへしとて諸氏さまくせて申され候へ

たゝちに他国の兵を防してかの国をうはゝんとす時へ
くされ子息九郎兵衛は今年十二歳なりしを
家子郎等つけて大坂にとゝめおかれしか大坂
子郎等いゝ此兵乱を闘ひ九月晦日肥後の国を
稲葉抄より
加藤かたり
言語に絶たるを以て言語の外と
肥前中務少輔大友の凶徒に押寄られ大友の
まはりとせしやとて薩摩の守は宗徒寺出して
かりたる勢にて國に一度の不足なし稲佐和の
黒田会の地にらうて豊肥の境にいたりて
関ヶ原の戦了りて後言語にて不浮人々なりて

東山殿にかゝる御手を数多くし所の手跡の染
太山寺屏風を出し給ふ又金屏風を御所望にて又法眼をも東福
門院御覧ありし後に探幽金閣寺の地にてと
此絹入らるゝ所にして御用ひ給ひ後に探幽下の地名
寛く加へ此なく出しけるをお差つかはされけしてこし十月三
日存ち法印病つかれ仕ふるて卒年六十四歳
其後は入り嫡子尚信法眼家を継て 後号主水 ことに
此方にて便し寛永十三年四月四十八歳にて卒
大和守法眼家をつき 御名 二男は隠居法眼又々二百石を
同じく縫 ことに隠居のゆへにおゐて 大和守法眼久四十九歳にて

明暦三年十月廿五日卒 嫡子尚信法眼又清き 後号
二男安信法眼又々を家を継 二男 寛文二年十二月
十二日法眼之十四歳にて世をさかり子弟にかしら合
安信法眼を同じく法眼又家をつき 後号
同じく隠居 寛文二年十二月九日にて叙学し
出されけり御所

## 中川

源頼光之源頼章八世摂津守清光二男太郎清政が
末也後又派を立て清と改桓武の平氏清守庄司
軍手良又六代孫又五郎清守重清二男之山城
之住人末孫世々常陸国に住して重清に至て初て郡山に住せり
又摂津国に来り猶々当国の源氏に属して村の
末々に中川氏を名乗る村の城に在て清秀と云家
中川と云は民部大夫清秀と号す中川と云名字
天正元年七月将軍義昭織田信長に叛之時の事

頼る後高槻甲賀の住人和田伊賀守惟政将軍の仰
により摂津にて勢を得て信長和田を頼りて数の士を
悉く精兵とし何事何事も皆頼りし人々は貴殿
出んといひしに清秀は立帰りて一度此摂州茨木城
清秀は摂津茨木に居住しかりけり
中川瀬兵衛清秀は村重に属し郡山に
大将荒木摂津守村重が其重臣にて此城をとらんとて
高槻の和田が名の家臣ともしらぬ人数を召集め
一族とも此屋子の所出し其頃伊賀守惟政が在城
是を聞いて何もいはで是を村重大勢にて押寄せ
然れ和田兵部にて高槻にて清秀等と合戦

さひしさハ歌道家の我か身に染入て哀れさこそ
このたひさしかゝへ入申されおもはれ難しく残らん今
ハ世の中に様なく又ハ和歌の道を学ふ人々今はしかる
し歌一定の我とはすまやかりし人なき定めの此歌
抑此人つてにして清輔の御作とかきなん人々申侍
また大臣抑人の中にも推しいはれんかすはこそいへ
事らん大臣の出るをきく所にまへりて清輔の
うら若くしてこれ人をゆきたえん仰せられこそ
もろ人のまことの歌の中にハ入て大将の家の人とも
詠みしてかゝる人の仮名ハ残しいひ定めつかたち

清輔ニ聞て川を隔つてもはやは此とにてけふの落
の柳陰に休らひ返て行業也とも和田二條ぞ入てぞ出
来る清輔ハ言ふ事に和歌深く極まれりて何とそこそ去れて
何中にかくて入のこと出ぬるとおほくハ申人多く
感じ侍り　世ニハ此附いつてもさなる山伏一人来りて和歌の趣を習る
抑かのもようにしてさしもちぬとすめもちまた
清輔の申つけらるゝとて今を極てうち侍りと思はれしを
申し侍りて又れ様なりしとやらんよるともいふ事
聊よりし書様のまゝやまて此附さなとつゝてゆる
世の人かくまの仰せ言葉のうちひとへいふとも聞も
ひとつとかくて事と済ませとうかふ事の一条
なり○又此附清輔和歌の名を定めけて前に仰せ乱
書くむひすの仰とかゝりていきて舞ひ仰せけれは
又これを人よく名をとひけれは書いて侍りけるに
これをもなくさらハ家にとりていてそのこひの

あけよりも先にすゝみて出しけれとも　同六年十月
[illegible]と女[illegible]かゝりし此事[illegible]
荒木摂津守謀叛す伊丹花隈茨木高槻の城に
[illegible]をつかへて楯籠る茨木の城には清秀并石川
伊予守清定勤番して有けれは清秀摂津守に
従ひて十一月廿四日の夜[illegible]をむかへ入石川清定を追
出して荒木摂津守に叛きて清秀本知安堵大[illegible]
信長の御感浅からす茨木の城を給り
是より先清秀又は信長に[illegible]茨木の城を預て信長に池田
[illegible]とも[illegible]
[illegible]城にえより清秀か[illegible]荒木[illegible]
[illegible]し信長之の[illegible]下知し[illegible]又[illegible]嫡子[illegible]内府
清秀を[illegible]しかまれ橋[illegible]の[illegible]の城とを[illegible]

同十年六月清秀[illegible]長房池田なとし山崎合の
先陣をすゝみ旗は[illegible]六月二日織田
日向守謀叛して明智光秀か[illegible]
秀吉と山崎にて池田信輝[illegible]会して
三七信孝とともに[illegible]丹羽池田[illegible]して
光秀と決戦清秀二陣[illegible]
山崎の合戦にむかひて光秀か軍[illegible]
光秀謀[illegible]上の戦清秀か功第一
なりけれは三七信孝[illegible]清秀か[illegible]令
乃[illegible]世[illegible]を流して[illegible]　内府秀吉

有馬て宗かしら明らかなりしにあらずといへども清正
あやまりて筑前らへ天下と言はれしとぞ
色まさて又西へ行きてあらためてのちし
かくしれて
羽柴宰相の軍勢同じく慶長二年二月清正行長
の両人しく道を朝鮮へ渡る事の趣き全羅の城の
まで陣をとりそれより又有る蔚山の城にいりて
軍を休めける所に明人しばしば攻めて城の危
き事しきりにて婦多秀家并秀秋
の城をかこひをとき橘の本の城を治
羽柴秀秋にさて叙爵して太閤の朱印を給ひて
筑前国東の一郡に
いかのとき世にいふ又は叙爵して越前の国にうつりし
秀秋とはよぶなり

慶長文禄之年朝鮮にたゝかひて王城に七日入
城しけるに事ありて秀吉の兵六十二万
軍中の清正にて備へをなし度々陣して朝
鮮の軍勢のあるにうちまじり死せし事九万余人と
なり
抑も其敵の首をとりて
大明の軍をも
扨よりしまた大閤の御気にかなはずしてまた
かうべし　金銀をしてめて惣のなかに
しかるにかくていまは其地をめぐらして朝鮮
の信をまし出陣して戦ひの北をさしておもかれて
今まで天下の大将として秀吉の世の政をとりおこなふ

此年六月大火にて家伝の什物焼失して 其後の地
割をもとめしに住居す 家人なとハ竹田の縁に
我成所々にて勤りし者 七百四十石 其後叙爵時にて
御祝儀をたまはる 初の字 内匠と称す 門四年 御領へ没り
大坂の宗雪銭を所持して家督として[illegible]其名
附りて帰郷して大阪慕ひ[illegible]東西の宇治
所縁を宗成にて御数の御用にて同所に帰り
帰りて宗雪と名乗り 大阪の政信し 所々
買求の合銭上方の家作まねりて大阪城と
共に[illegible] 我成年 四十二の時 家督 其後八月十四日に

卒して其子 円[illegible]久重 初名宗二 家を継 大坂の宗雪
此地へ城をせむ 無ひ候所 知りし[illegible]ハ東西不及
第[illegible]二年三月廿四日卒て[illegible]二十四才にて卒して其子
久清 家を継 寛文六年四月[illegible]没して[illegible]して
[illegible]して其子[illegible]久恒 又不[illegible]を譲り

# 有馬

従四位上左京大夫源頼徸は円覚院左少将則維の一男
母は中納言長良卿の六男太宰大弐遠江の嫡子太宰
少弐良範の三男伊豫守源頼紀が末裔にて中頃は

其家を尋ぬれば後村上帝の御末に経家の子息則行より赤松
とて同じ流をくみける播州に朱雀院の御宇天慶
四年純友が謀叛の時より則宗といふ者九代の先に
住せし此良範の筑紫を攻めて純友を亡しけれ
年伊予九郎といひける人の代に伊予の九郎之助の後良純といふ名の有信純
と純年が子孫にていへる良純の九代の孫武部卿則房の門
孫の経之助といひし旧里の末人また知らずといへども経房
祐房が子孫康房が男子二人祐迎頼基いふ純友

より後九代のまとの世より此赤松の家は此一流赤松又は
津らとも別れにけり此して新田と名を頼みし頼純と
世の人もいひけるとかや又天慶の此より時代の
かはりてより六百余年に及びて後九代といふ中頃
有純なる赤松の方の世話をなし後に有馬の武
将に成りて純友が末葉は平氏の門に出でし則純の
軍功ありし二人がことゝして世をのがれて隠れにけれ
子孫伝へ国志を頼みて志をなさしむと云ふに至る
六代の孫孝頼を純が代に純まで言ふ本郎也る
者の此地を領り補せられて名のみ此なる
頼純が子孫有るの材則純といふ赤松摂津守三十七巻と
云へり源家の人の字を頼みて則純といひ其の先に
かくして則頼の名を避けて純の字を用ひて此の字
改めし経純の代々純の字を用ひしと是は頼信
代の祖頼純より先の純といふ代々の家を継ぐ頼純

の廻る来の頭を取し出馬乃幽に住し元をけ卯敬大内
義隆取居ふ康以降信をうら其いふ大蔵津彼粋と
前りし頭を係せ取て 源は家清と揚ある中にて段覚 ともあれて九列の首ふへしてよ
とまえ人生乃大本尚覧とまる頭取の文俊純公首事极院
度の隆信実傷りしうと以せへし以附又粋隆の頭を
わるし傾ふ 其字云々非を取て 此恩入りし以のち下の以後純の事を
事りとまる頭取るえ事也とまる大事第純 二代となりふ公首の御隆実傷て
以北系写方もかり 天正の頃のまる其後大友を氏の附し家く
志を遊し同本ふ系統津を打ち小代の跡を係せん
として頭の住人遊行寺山幽に隆信うるふを

入ても乃て一箇て利と其以て後隆信の武威備出、
了かまは及以乃て宮の後印し仁真へ本取る東一頭
以遊てなり第也頭ふ隆信と中ちて とてして婦子
第純の姫をり何く遊行寺の男氏ア広備頭覚 隆て以系
其あるとふ其しふりん これ遊行寺乃の後本より本がり作し遊行
の従ふいかる事純太夫て其うひ第頭の湾
でうけく法純とはい名の了遊行寺し我の隆信て中
ふそし婦人隆取室文云也の姫と乃隆信の男の妻とん
しなかるの系寛とう系ふ第純と入ハ第当の又かし
了まいふ寺遊行己わやまりうちし出也 同九年
系図の将軍よ何し名の字とはり武本
かる又隆信頭き已てふ蔵人の将軍て其を
迎て隆信やそうえ込まふいかりのて二男は上人四郎

家臣と大坂にておほくの雲客とまじはりて聊も
てや[illegible]附にし同十五年[illegible]にて[illegible]
かゝる[illegible]隆佐か[illegible]して[illegible]
大坂新[illegible]同じく京にて肴[illegible]の[illegible]
守[illegible]十二年の冬隆佐か[illegible]と[illegible]
[illegible]上の家[illegible]中
[illegible]家人に[illegible]
[illegible]の[illegible]
信[illegible]
[illegible]雲客二三[illegible]

同三月[illegible]隆佐家人に[illegible]の雲客にも
[illegible]の新造寺に多[illegible]家久に[illegible]にて
隆佐[illegible]純[illegible]運[illegible]
り[illegible]（隆佐死去 時年六十三）十[illegible]年の冬関白[illegible]
[illegible]地に[illegible]九[illegible]二[illegible]の
大名[illegible]人[illegible]古[illegible]
四[illegible]山の[illegible]池[illegible]
[illegible]文[illegible]の[illegible]
の[illegible]の軍に[illegible]七年[illegible]
大坂の軍起し時小西摂津守[illegible]

一西の大名に無二のきりしたんにて　長崎へ下向して大村
彦八郎と云者に語ておしへひろめの人をまねきよせ
皆おしえにおもむきしとかや晴信殊に此家の本国を崩して
又其子直純に二子無人又有馬小西が代ハ俗城を取閉宗の
宗徒にて彼城の主を殺して其の命をとひしハ晴信
此城をハ長崎とてりて出絶を冥土とゆるやでことまとめし
かれハ晴信に云ける仰此津にかけて本服あ捨し
慶長十四年十二月の頃晴信大御所の仰を承り黒船
本朝の商人阿媽港の地にてころしと云ふれより商人の
かたきまんとかの奉行さいなミまさに本邦の商船人とらへて

備前とこうふにてよまりやきりしたんやわりの人今度を
きんにまつかたきまん等長崎に来りしかハ晴信ハ伊とも
ころしてきまんとて命にかへらえとりしかとせしにかまへ船を
防かへ捕ふ事を長崎にて晴信多船を揃へてとりまき
取んとしを見くさるまって十二日三日かかしとりのひ
海上忽ち風起て吹戻され硫黄をしかけて船を焼
まいらしを返川兵衛も火あかりて船に火
かの船にうつし大風につれて焼ける船のけしきハ
一人も残らす扉のことく也りけり晴信御感
ありて明る年十五年十二月嫡子直純に出絶援

乃出府ニ来りて大淀跡へ見参す　玉純に同意なき旨申すとて
頼しくおもへる所存
なれて有りし由
折ふし大淀跡の小男孫
ハ〃山本氏兄なりしにきそ候ともひしと玉純少人も
もへしと御供のにかしにて領掌すれはもとも
なりなるにおつすて杯く異しまいてもあたりく時　これなり
兄府ら
大淀か娘大淀跡山本氏兄とて心細なるにゆかされ
にかつしけりて流刑に行われし比山本氏
十七年三月十三日御所を退き玉ふの旨に甲州へ配当
の頭に流すとて奉る所玉純罪ありて又と
西府を御尋　もて書多上花介と玉純ニ言ふ　居るも浮浪人宮本
大八へ頼みつの頭に存せ
之をふ御所を立てり申しに年乃若く婦沼の取

やきおかぬ故ひしより大淀跡の浮風はなはましして
その常にはへしと上花介申し御乃いはく御所
の地の主をとりてことらハむかしやとらい所たに奉る旨御尽
諸侍ハ跡を訪追ちおふとらんとかりとものとそ
かく上花介今よりてしけ所つて我ら顔を出し
待しかしともこけりて据かは大八一夜の文を
所存と見すこれ跡三郎を殺りし浮顔もの英
おぶかつ大八をふうさ申すれはわたりしと人に討
かにかしていかしこの所存ひ大の分にてかれはせ大八に
拾し若今の所属陣佛のいいてもと上我を知
そ大八に此は所行とむけて別夫黨のまね書より
御乃まつきや回ふくめと有とつゝとれしまごと急き赦
の字と実来公をはり以くに待つ事の始かつんやま
もくりかつへしこそ御所立ちせとこひそと赦かりて
こうとら中りとをぬきとも何の所なりとてかし
此役大きまる男しきかりしての大八して取りしふ

業が勅使のまゝにみやこに武将あり人下りてわれしまゝ
らるゝに御出ありて上辰御ありけれ是も正統をしめ給
ぬるよふになて大八めして名よりまうけ給ふなるにつき
またりけれど申と伝へけり此は正統回来と大伊部の御種と
さて思ひてまうけたるよしのけられ大八と是非の事
もしくに時行大八が生涯のあとをまことにせし上は伝者
小言奉りしまり大八とは紫獣やう時行がれうふ
いさめりけれがおほえんとくしとて事終りれ
としてはからひて守らるゝ大八が懐中より時行が状には先帝
主膳の遺状は我ありともならぬとやこうらふはべき
よし法につけらしてけりかまへて多人を召出て
られけりよりてい時行ましい法ありけるまじと大郎ふ
いかが申て御見をも拾ひし時行とは大原右見ふおろ
けれ軍旗四にに従まれ大八とは将軍のかうゝて
瓊花もる時行が子なる佐王統は又不服信ら
おもけゆし　剣業紀とは　此年十月時行叱不小し

講じたりし者あり是は設に源の中にも八この了　忠統
日宗縣の郷を族ぐ一万三千人とあへ之を人九百三十又之　宗人皆累世の大人
さらんとは孫々なりしても勝つべしといふとも一人もなし
山田領にも大伊部の御使として有るの城と申たり
後々もふ忠統縣の郷に帰ふ　剣業紀に忠統が宗人に比西洋天文の法とあてゝ以下をさらるを拾ふは計し
かは山田をも位に下されてうちまかせて見えよきを及びふは法徒の
軍官とを用て追捕をへき申と伝下されとし　一族之言本記
中天之の法ようふ記もしらいはたるが宗人おもて元凡位に
あひ注法と記ひ為ふ忠統化動く帰へすと申しまく
よりてり宗不て帰ることを　此年の冬大坂の軍起りし
私ゆそとくて
がしは後此の人らいあらに及びれ宗人永十四年の冬忠統が
為田服鳴宗の地に継続起りて追討の御使とありけ

明応八年正月十六日浅井の大名ホ本書ニ此御備
誅伐之事申付候 康純急き池田子息蔵人
康純を大将として池田同二百騎蔵人
康純并一人ハしし先をうけ山名勢ら彼後と
さしとはしかひく攻之の際打入大名康純下略
とりかこみ押寄防候人とて手きりて近付の人使
打取候右信綱か使七八度ニ及ひしのち康純文字之
降と請ふゆへ近し明日九分陣城と見
攻候へ共の戦を康純子の名ありて若
三百八十人討死ハ三十人とて吉ま藤人康純

又一つ書かれ今井八郎左衛門之純石原兵門 三十年〇先純 平ちし年月ハ
いまたきりん 康純又九郎ハ家に住し近江七年十月
城仕入たし彼家を是を嫡子周防守永純又ハ譲りと
して今井ま石原を号す 二月廿日 十八歳之 三男 ま子まゆ之 男子の内也

大村

丹後守藤原純前か家督ハ民部大輔純忠か男喜前代の之
肥前西の大名として純前まて大村の城に住す 世々ハ有馬大村同し
藤原の純友か後にて [illegible] 詳ならす
有馬修理大夫晴純入道仙巖か二男大村か家を継
純忠か卒して後 天正十五年五月十八日卒 其子丹後守喜前 薩摩の島
津と [illegible] の事により [illegible] 家に [illegible]
[illegible] 新八郎と [illegible] 伊勢に [illegible]
[illegible] 鍋島の軍起く

[illegible]
七年文禄四年叙爵して丹後守にハなされけり
慶長五年の秋東西の軍起し比小西摂津守行長
か語らひ [illegible] 此人しのことく [illegible]
[illegible] の [illegible] 軍 [illegible] 卒して 池 [illegible]
大坂の事に [illegible] とそ [illegible] してけり
[illegible] 小西か [illegible]
[illegible] 比翔館の [illegible] 人しけて [illegible]
小西か語らひ [illegible] 池 [illegible]
の [illegible] してある [illegible] の人として一 [illegible]
より [illegible] 丹後守 [illegible] 人 [illegible] して [illegible]

りけれとも破天連の名を好ミし時諸人ハいひけるかなしん
かくしてハの事をしける同居の家に住たる下しもと
伴天連とおもひしにさしたる上意の振舞を希
ふに此度之坂之軍勢にて見えけれは事ならぬにハ我の
帝王とらんとし事にて候ハん由同居とかふふ
けれハせんとあかりし是へたる人しいかなるとおもひ乗り前
おほくハおもつる子孫彼是今ものありしかハ太閤の家人
ともへきかくれてにてくにハ我とれし居住せ所に池
染りたる人し大村か前に伺ひて望くらしまよ又おもきて
かりけり藤原まて純性を定ま候をたてつし加様しれ次

清正かうちに牒状し永ミかハとある城をまもりて宝塔を
しらけ候ものの城に居住し清正さらしくうらかして
当方之清正ほしきを東雲挑しかりけれハ徳川殿の
御感をうけしおのおの命じて其者を遣わせ
大坂両度の軍には清正の人々ハあまりに及ハん則よしハ元和
二年八月八日お前四十八歳にて卒にしかは其子新八郎純頼
父よりつきて叙爵し民部少輔に任し元和五年十一月十三
日廿八歳にて世をさりにけれハ其子丹後守純信といひき
寛永中江戸の御城にて時純信何とかして先祖
の法をたてかへ 此後先祖のことを附大村 慶安三年五月廿六日
家つきの純を献上し

二十三日本州にて卒しける子因幡守信長家を継く

信長まて七代伊丹氏を称せり實なり　天正二年去る

## 毛利　本姓森

伊勢守広宗か頃まては太閤の家人にて姓森氏ハ

ともいへり　太閤いまた微なりし時毛利太郎兵衛輝元

と戦ひ　天正十年六月羽柴毛利中なをりして互ニ

人質をとりかはされし毛利ハ叔父広四郎元澄桂

民部大輔を出されしかは秀吉ハ伊勢守か父中務を

出されける　伊勢守か父中務を名指して　輝元ハ伊勢守か父中務ニ命して毛利

のよしみ合セる姫を毛利氏を中務家継ニ来るへ

これを氏ニ名字を輝元か名字の下される

こゝにおゐてしまれ給ひ一てハ家名をまもりしとこゝろ
らしもく足利の紛擾をなしたるハいかにしゆゑあれハ
義政足利家の将軍となりし上文字に欠く毛利ハ大きに
りて其後家ってハ三好ありて後にまた叙爵
して民部大輔に任せられ銀山の事にて家督を
と第一大友宗麟しく年老なる法師の娘とは
婚をし年来の戦功を賞せられて第なし 文禄二年の
百石の地を給ひ且而敗残二首を討つ
九六万石を以し常時出陣七人郎ハ以下
慶長五年の
時山陰山陽南海西海の大名大石歳にて候
周防長門をしるし新たに西海の大名ハ 黒田

それ入るところの国中津の城にあり 又紀州の
伊予の家人栗山四郎右衛門を大将として毛利に
黒田如水の城を攻めしむ又毛利の家人宍戸
河内栗山に備へ伊予の国ハ所領にて国中に備へ
大坂へ行きしに相手の関東へ下りし由聞えしか
入道の領へ行しハ此度とともに渡して来たる
いろいろの備にて家人の者ハ此度を味方の
城を攻めんとして毛利の家臣等よせてかゝれハ
取て城を攻けれハ栗山ハ軍勢にて行きて
守りける 是九州の毛利元就の後裔も民部大輔ハ栗山を攻めて同
国にまよひ河やまもり山崎氏民部大輔の

日本政府図書

藩翰譜 九下 終

大坂にありて 質の證をまもり
関東の御味方にまいりし上 上方の軍催を
しのぎ 当国の人を悉く罪有しか言語にあまるを
おほしけり 此時目賀田城主の地除かれて 一色伊勢守にて
本領二万石給ひしけり
年七十二歳にして寛永十年十月十六日卒す 嫡子
播磨守歳七十一にて寛永九年死去 其後
の城を守りて 時に賀茂郡に居 同十月廿五日卒す
つとめしけり
年八十七 其子伊勢守高又つき 寛文四年八月
三十四にて卒す 其子主膳高其を継ぐ
延宝四年十二月廿六日叙爵して和泉守に任す

国立公文書館
National Archives of Japan